

木曾川源流の里 木祖村ふるさと納税寄附金

木祖村で生まれ、手をつないだ水はやがて支流の水たちとともに太平洋へと注いでゆく、迷いもにがりもない透明な水たち、その水たちを次の世代に引き継ぐこと、それが私たちの責務です。



木曾川源流のひとつ「水木沢」が「平成の名水百選」に選定されました。

ごあいさつ



木曾川は流路延長 229 k m の日本を代表する大河です。木祖村はその最上流に位置する豊かな自然が溢れる山あいの村です。

周囲を 2,000m 級の山に囲まれ、村の東側にある鳥居峠は太平洋に注ぐ木曾川と信濃川の分水嶺となっています。村の中央部を木曾川が流れ、山には木々が茂る、のどかな農村風景が広がる山村に、3,300 人の村民が暮らしています。

木曾川源流の里として、森林から生まれた木曾川の清流を永久に守るためには森林環境や水環境の保全管理が重要であり、これが私たちに与えられた最大の使命と考え、森林づくりや水源の保全に努めています。

木祖村は味噌川ダムの建設をきっかけに木曾川の水を絆とした上下流交流に積極的に取り組んでいます。豊かな森林を育むことと水源の涵養と森林保護の大切さを訴えながら、上流域と下流域が相互に理解し合う中で、産業、教育、文化、観光など、幅広い分野で交流を進め、交流人口を増やすことにより、地域の振興活性化を図るべく、村民との協働による交流活動を展開しています。

全国どの地にお住まいになっても、村の進める「未来に誇れる美しい源流の里づくり」「森林や水源を守り、自然と調和した村づくり」に、ご賛同、ご参加いただける仕組みとして「木曾川源流の里 木祖村ふるさと納税寄附金」制度を創設しました。

木祖村を訪れていただいたとき、安心と安らぎの空間を提供できる村づくりに励んで参りますので皆様からの応援をお願いいたします。

平成 20 年 6 月

木祖村長 栗屋 徳也

ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度は、木祖村にご寄付いただくと、お住まいの市町村に支払う住民税などが減額される制度です。

具体的には寄付金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割額のおおむね1割を上限として、所得税と合わせて全額税額控除されます。

税の軽減額の計算方法

○所得税軽減額

(年間寄付額－5,000円) × 所得税率

○個人住民税軽減額

次の1と2の合計額を税額控除

1. (年間寄附金額－5,000円) × 10%

2. (年間寄附金額－5,000円) × (90%－(0～40%：所得税率))

※詳しくはお近くの税務署または木祖村役場総務課までお問い合わせください。

電話 0264-36-2001

制度の内容についてはこちらのページをご覧ください

寄附金控除の計算 (具体例)

所得650万円、所得税の限界税率20%、住民税所得割額45万円の人が、55,000円を寄附された場合

所得税 (所得控除)

55,000円－5,000円＝50,000円 (所得控除)

所得税額への効果は、50,000円×20%＝10,000円 ①

住民税 (税額控除)

a (55,000－5,000) × 10%＝5,000円 (基本控除額) ②

b (55,000－5,000) × (90%－20%)＝35,000円 (特例控除) ③

※bについては、この場合、住民税額45万円の10%、45,000円が上限

①＋②＋③＝50,000円

※所得税と住民税合わせて、5,000円を超える額を全額控除

木祖村はこんな村づくりを進めています。

木祖村は、「元気いっぱい「源流の里」木祖村」を基本理念とし、自然と環境を守り歴史や文化を大切にし、産業を育み、若者が喜んで住める木曾川の源流の里にふさわしいむらづくりを進めています。

この取り組みを実現するために、木祖村のご出身で遠く故郷を離れてお住まいの皆さん、木祖村の行う森林や水源を守る取り組みや上下流交流事業に賛同していただける皆さん、木祖村を訪れこの村の自然や歴史を好きになっていただいた皆さんに「源流の里木祖村ふるさと応援団」としてふるさと納税（寄付）を通じてむらづくりにご参加いただきたいと思います。

多くの皆さんのご賛同・ご協力をお願いいたします。

木祖村ふるさと納税については

木祖村ホームページ（ <http://www.kisomura.com/> ）でもお知らせしています。



村内一周駅伝大会
今年で50回目を迎えます。

【寄付金の使い途】

寄付金の使い途は下記のメニューから寄付者の皆さんご自身に指定をしていただきます。

(1)森林整備・水源涵養、自然環境・景観の保全

豊かな水や緑などの自然環境、水源環境保全のための森林整備や源流の里の美しい景観の維持に



活用します。

木祖村の面積は 140.46k m² この内、山林面積は 123k m²、87.5%が山林となっています。

この広い面積の森林を育て、維持するためには長い歳月とたくさんの人の手が必要です。木祖村は、きれいな水と空気を生み出す木曾川源流域の環境保全に取り組んでいます。

(2)高齢者福祉、医療・健康推進の充実

介護予防や高齢者の生きがいづくりなどの福祉や医療の充実を進め、誰もが安心して健康に暮らせる村づくりに活用します。

(3)ふるさとの伝統と文化を守る

豊かな自然ともてなしの心 木祖村を訪れる人の心のふるさとであり続けるため、ふるさとの伝統と文化を守るために活用します。

(4)子育て・教育

村の自然と文化、私たちの意志を受け継ぎ、木祖村の未来を支える子供たちは、国の未来を担うかけがえのない存在です。子供たちの健やかな成長と人材育成などの生活、教育環境の整備に活用します。

(5)産業振興

伝統工芸であるお六櫛、「日曜画家の村」としての絵画用品や、小木工製品などの木工業、御岳はくさい、畜産などの農産業、商業、観光産業など、木祖村らしさを生かした商工業、農業、観光などの産業の振興に活用します。

(6)その他、村づくり全般

木祖村の村づくり全般に活用します。また、「こんなことに使って欲しい。」といったご提案もお聞かせください。

【企業や団体など、グループでの寄付】

「木祖村出身者の会」や社員グループ、ボランティアグループなど、身近な団体での「木祖村応援団 ふるさと納税」を募集します。

【寄付金の会計処理、事業の公表】

皆さんからいただいた寄付金は、その年度に行う事業に使わせていただきます。寄付をいただいた金額、用途の内容などについては、翌年度の初めにお知らせをさせていただきます。

【寄付ができる方】

木祖村を応援いただける方であればどなたでも寄付ができます。

【寄付の方法】

寄付は5,000円以上から受け付けています。

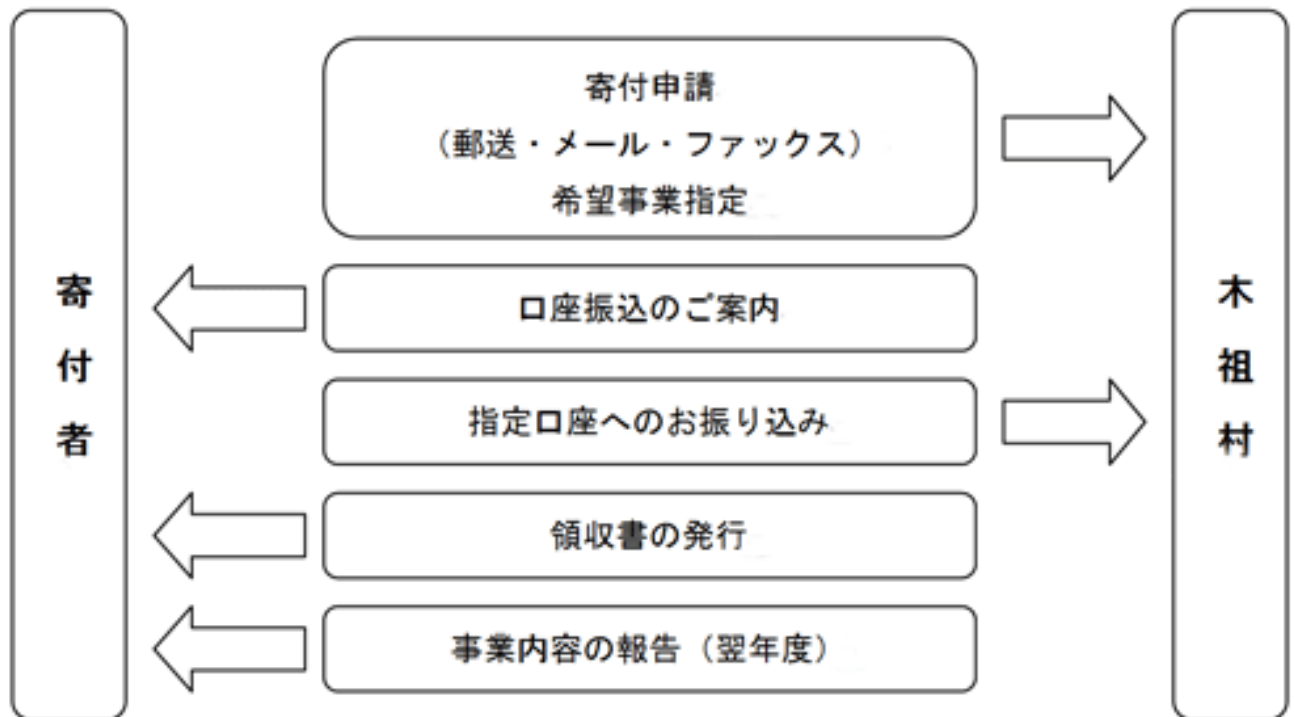
- (1) 木祖村ホームページ（<http://www.kisomura.com/>）にある寄付申込送信フォームから必要事項を入力し、送信してください。
- (2) 郵便、FAXでも申し込みできます。木祖村ホームページから寄付申込書をダウンロードしてお使いください。
寄付申込書は、お電話でもお取り寄せできます。その他ご不明な点は、お気軽にお問合せください。
- (3) 後日、申し込みいただいた方に、納付書または口座番号をお知らせしますので、お振込みをお願いします。

【寄付金の税額控除】

寄付金の内、適用下限(5,000円)を超える部分について、一定の限度まで所得税とあわせ住民税の控除ができます。木祖村の発行する領収書により、翌年度の確定申告期間中に所得税、住民税の申告を行って下さい。

【寄付金の申し込みの流れ】

寄付金の流れは原則次のとおりとなります。



お問い合わせ

〒399-6201
長野県木曾郡木祖村大字藪原1191番地1
木祖村役場 総務課
電話 0264-36-2001
FAX 0264-36-3344
ホームページ <http://www.kisomura.com/>

木曽川源流の里 木祖村ふるさと納税寄付金 申出書

平成____年____月____日

- ご住所 〒 _____
- お名前 _____
- ご連絡先電話番号 _____
- ご連絡先FAX番号 _____

【※当申出書にご提供いただいた個人情報は寄付金の受付事務以外に利用することはありません。】

私は木祖村へ寄付をしたいので申し出ます。

記

寄付金額 _____ 円

【通信欄】

(1)希望するご入金方法（いずれかへチェックをお願いします。■も可。）

- 納付書払い（ゆうちょ銀行・郵便局から）
- 指定口座への振り込み（申し訳ありませんが手数料のご負担をお願いします。）
- 現金書留払い（申し訳ありませんが送料のご負担をお願いします。）

(2)寄付金の活用を希望する木祖村の取り組み（いずれかへチェックをお願いします。■も可。）

- 森林整備・水源涵養・自然環境・景観の保全
- 高齢者福祉、医療・健康推進の充実
- 美しく豊かな自然環境と魅力的な景観づくり
- ふるさとの伝統と文化を守る
- 産業振興
- その他、村づくり全般（村政全般）
- その他希望される使途があればお聞かせ下さい。

確認のため、当申出書受信の後に木祖村役場から受付の旨を連絡させていただくことがあります。

FAX：木祖村役場総務課 0264-36-3344